
専門実践教育訓練給付金とは

仕事のスキルアップ・資格取得をめざす方を支援します。

専門実践教育訓練給付金は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（一般被保険者及び高年齢被保険者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

（初回受給の場合、講座の受講開始までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方が対象です。）

支給額について

本校においては教育訓練受講中に **年額 40 万円×3 年間 = 120 万円** を支給します。

訓練修了後に上記条件を満たした場合、追加で **168 万円-120 万円（3 年間支給） = 48 万円**

が追加支給となり、合計金額支給額は **168 万円** となります。

給付対象者

初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して **2 年以上** の雇用保険の被保険者期間を有している方。

支給申請手続きについて

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認標』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。

この手続きは原則として、**受講開始日の 1 ヶ月前までに** 行う必要があります

（支給を受けるための支給申請は別途手続きが必要）。

手続き方法、提出書類

書類の提出は原則本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。

詳しい手続き方法、提出書類に関してはハローワーク、厚生労働省の HP をご覧ください。